

# 「働き方改革は、 ITを活用すれば実現できる！」

## ～今こそ業務を効率化して「働き方改革」を実現しよう～

中小企業には本年4月より時間外労働の上限規制が適用されます。働き方改革法では、残業時間だけでなく、割増賃金の水準も大企業並みに改定されます。来年4月からは「同一労働・同一賃金」も施行されることとなり、中小企業での対策は待ったなしの状況です。

そこで、長時間労働を是正するには、業務効率の改善が不可欠です。また、適切な勤怠管理をすることによって、時間外労働を短縮する事も重要となります。今回のセミナーではこれらの対策に向けて、中小企業でも導入しやすいクラウドサービスなどのITツールとその利用方法、効果を解説致します。併せてツールの効果を最大限に出すために、システム導入の考え方、パッケージの選び方、導入前に取り組んでおくべきこと、利用の際に注意すべき点をお話しさせていただきます。

この機会に、是非お繰り合わせの上、ご参加下さいますよう案内申し上げます。

|       |   |
|-------|---|
| ◇日 時◇ | 令和2年2月14日(金) 午後2時～同4時 (受付：午後1時30分～)   |
| ◇場 所◇ | 京都商工会議所 7-A・B会議室<br>(京都市下京区四条室町東入 京都経済センター7階)<br>阪急電鉄 烏丸駅 26番出口 公共交通機関でお越しください                                      |
| ◇内 容◇ | 中小企業でも大きな負担なく取り組める、ITを活用した業務効率改善の実現方法を、実例を交えながら、中小企業の経営者や次世代を担う後継者候補の方などを対象に、ITが苦手な方でも取り組める具体的な方法について、わかりやすくお話しします。 |
| ◇講 師◇ | 柿原 泰宏 氏 (中小企業診断士、ITコーディネータ)<br>オフィスKIBOU(株) 代表取締役   |
|       | 長年のIT企業での業務経験から、多くの企業のITの導入とその活用の支援実績を持つ。独立後の現在は、中小企業の立場から最適となるIT活用の支援を行っている。                                       |
| ◇定 員◇ | 100名(申し込み先着順) ※参加証は発行致しません。当日会場へ直接お越し下さい。   |
| ◇参加費◇ | 無 料   |

【お申込み方法】 下記参加申込にご記入の上、FAXにて2月10日(月)までにお申し込み下さい。

【お問い合わせ先】 京都商工会議所 中小企業支援部 共済・福利厚生課 (山田・西原)

TEL：075-341-9783

**FAX 075-341-9798**

### 第2回人事労務サポートセミナー「働き方改革は、ITを活用すれば実現できる！」 (R2.2.14)

#### 参加申込

|      |     |  |     |  |
|------|-----|--|-----|--|
| 事業所名 |     |  |     |  |
| 参加者  | ご芳名 |  | ご所属 |  |
|      | TEL |  | お役職 |  |

(複数でのご参加の場合).....上記参加者のほか、\_\_\_\_\_名が参加します。

※駐輪場はございません。公共交通機関をご利用下さい。

※ご記入頂いた個人情報は、本事業の管理・運営のため、京都商工会議所の各種連絡・情報提供に利用させて頂くほか、講師に参加者名簿として提供する場合がございます。また、本事業は京都府補助金事業の為、参加者名簿として京都府へ提供する場合がございます。